



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 メディアエクスチェンジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 徳田 成美
(コード番号 3746 東証マザーズ)
問合せ先 取締役最高財務責任者 小林 保
(TEL. 03 - 4306 - 6543)

資本金及び資本準備金の額の減少、当社株式の非公開化等のための定款の一部変更
並びに全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 16 日付け当社公表の「当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」でご連絡させて頂いた平成 21 年 6 月 29 日開催予定の当社の第 12 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といい、本定時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。)における付議案を下記のように決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本定款一部変更等の結果、当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ市場」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は平成 21 年 6 月 30 日から平成 21 年 7 月 29 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東証マザーズ市場において取引することはできません。

記

I. 資本金及び資本準備金の額の減少

1. 資本金及び資本準備金の減少の目的

資本金及び資本準備金の額の減少は、平成 21 年 3 月期決算において生じた大幅な損失計上に伴う繰越損失を解消するとともに、全部取得条項付普通株式の取得にかかる財源確保を目的とするものであります。なお、資本金及び資本準備金の額を減少し、欠損填補に充当後の金額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金及び資本準備金の減少の内容

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

平成 21 年 3 月 31 日現在の資本金の額 4,097,659,100 円のうち 3,997,659,100 円、及び資

本準備金の額 2,350,732,192 円全額を減少し、3,043,018,271 円を資本の欠損填補に充当のうえ、残余额 3,305,373,021 円はその他資本剰余金として処理させていただきたいと存じます。なお、減少後の資本金の額は 100,000,000 円、資本準備金は0円となります。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少いたします。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 21 年 5 月 20 日 |
| (2) 定時株主総会決議日 | 平成 21 年 6 月 29 日(予定) |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 平成 21 年 6 月 30 日(予定) |
| (4) 債権者異議申述最終期日 | 平成 21 年 8 月 4 日(予定) |
| (5) 効力発生日 | 平成 21 年 8 月 5 日(予定) |

4. 今後の見通し

本件は「純資産の部」の勘定振替であり、当社の損益及び純資産の額に与える影響はありません。

今後は、顧客ニーズに的確に対応できる新サービスの開発及び事業原価の徹底的削減等の事業の再構築に取り組み、各種利益率の改善を図り財務体質の強化に努めてまいります。

(注) 上記の内容につきましては、平成 21 年 6 月 29 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会において「資本金及び資本準備金の額の減少の件」が承認可決されることを条件といたします。

II. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行に係る定款一部変更

(1) 変更の理由

平成 21 年 2 月 12 日付け当社公表の「フリービット株式会社との資本業務提携及び当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」及び平成 21 年 3 月 13 日付け当社公表の「親会社、主要株主である筆頭株主、主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、当社株式等を対象とした公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)によって、フリービット株式会社(以下、「フリービット」といいます。)は当社総株主の議決権の 83.24%を保有するに至っております。

当社は、平成 9 年にインターネットサービスプロバイダー (ISP) に対する大容量の基幹ネットワークを用いたインターネット相互接続環境を提供する国内初の商用 IX (インターネットエクスチェンジ) 事業者として設立され、現在では主にインターネットデータセンターサービスとインターネット接続サービスを提供しています。また、その連結子会社とする株式会社ギガプライズ(以下「ギガプライズ」といいます。)においては、マンション向け ISP サービス、システム開発を提供しており、連結子会社を含めた当社グループは主たる事業として、ネット

ワーク事業及びシステムソリューション事業を行っております。

一方、フリービットは、「Being The NET Frontier!(インターネットを広げ、社会に貢献する)」という企業理念に基づき、インターネットに関わるコアテクノロジーの開発、大規模システムの運用といった技術力を背景に、ISP 事業者やインターネットを事業に活用したいと考えている機器メーカー、IT 企業等に対してインターネットビジネス支援事業を行っております。

インターネット業界においては、ブロードバンド接続の普及により、ますますインターネットの社会インフラ化が進展していることで、サービスの多様化、高度化が進んでおります。そのような状況に伴い、インターネット上のトラフィック(情報流通量)は急増を続け、インターネットサービスを提供するサーバも増え続けていることから、データセンター設備や電力供給力、IP アドレス等インターネットサービスを提供するために必須の資源が不足する事態となってきました。また、そのような状況を打破し、発展と安定を両立させる高度な技術に対する需要も高まってきております。上記のような業界環境下において、当社は創業期より技術力に定評があり、多数のインターネットサービス事業者を顧客としてきた経験から、現在の業界の課題を解決するノウハウを多く保持しております。しかしながら、2005年11月に業容の拡大を目指して業務資本提携した株式会社ライブドア(現 株式会社 LDH)が翌年2006年1月に証券取引法違反により摘発された事件を契機に、業務提携の具体的な進捗がなかったこと及び大口顧客の取引解約等から、データセンター設備の稼働率低下といった状況により営業赤字の継続を余儀なくされております。

当社が本来の技術力を強みとした独自の競争優位性を取り戻し、再び成長軌道に乗って新たな価値の創造を行うには、稼働率が低下したデータセンター設備の整理や組織管理体制の強化、開発まで一定の期間が必要となることを考慮した上での新サービスの開発等、中長期的な視点で経営課題に取り組む必要性を強く認識しております。そこで、当社は、このような厳しい経営環境を乗り越え、かかる経営課題を適確に解決していくためには、抜本的な改革を行う体制を構築し、早期に事業構造の改善作業に着手することが必須であると認識するに至りました。当社が現在必要としている抜本的な改革は、売上高拡大策を講じるとともに、一定期間はコスト削減やサービス開発作業などの諸負担が発生するため、短期的な成果を打ち出しにくく、非公開化をして中長期的な視点で課題に取り組む方が企業価値向上につながると考えられます。

フリービットと当社が様々な経営資源を共同利用することにより、当社は、先進的なサービスを開始して競合他社との差別化を図ることが可能となり、当社の連結子会社であるギガプライズが展開する HomeIT 事業においても、フリービットの顧客基盤及びギガプライズの顧客基盤を共有することで、更なる顧客満足度の向上及び新規顧客の獲得を進めることが可能になるなど、更なる成長機会を追求することが可能となり、先進的なサービスと競争力を有するデータセンター事業者として業界トップクラスの地位確立を目指すことが可能になります。

当社は、中長期的な視点で、強みとするネットワーク技術や財務基盤を基礎にフリービットの策定する方針の下、事業構造を改善し、フリービットの顧客基盤やフリービット独自のネットワーク技術などを活用しながら、拡大するデータセンター市場のニーズを掴み、業界トップクラスのポジションを得るべく成長戦略を立案、実行していく方針です。

当社は、本公開買付けの結果を踏まえ、フリービットと協議の上、フリービットが当社の発行済株式の全て(自己株式を除きます。)を所有する手続を実施し当社を非公開化することを取締役会において決定いたしました。

具体的には、当社は、平成 21 年 6 月 29 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会に次の①から④の事項を付議することを決議いたしました。(以下、②から④を「本定款一部変更等」と総称します。)

- ①資本金及び資本準備金の額の減少
- ②定款の一部変更をして当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること
- ③上記②の議案が承認され定款変更の効力が生ずること等を条件とし、②による変更後の当社の定款の一部変更をして当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと
- ④上記②及び③の議案に係る定款変更の効力が生ずることを条件とし、当社の当該株式(自己株式を除きます。)の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付すること

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから(会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号)、上記③は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容の A 種種類株式を設けることとしております。なお、下記 II にてご説明申し上げますとおり、上記④における全部取得条項付普通株式の取得対価は当社 A 種種類株式としております。

会社法第 171 条第 1 項ならびに上記②及び③による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合(すなわち、本定款一部変更等を実施した場合)、上記のとおり、フリービットを除く全部取得条項付普通株主に対して取得対価として割当てられる当社 A 種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主に対する当社 A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数(但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式は、会社法第 234 条第 1 項の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主に交付します。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社 A 種種類株式をフリービットに対して売却すること、または会社法第 234 条第 4 項の規定に基づき当社が買い取るこ

とを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 24,219 円(フリービットが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

種類株式発行に係る定款一部変更は、本定款一部変更等の②として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。なお、全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日は、平成 21 年 8 月 5 日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、当社は、本日付の当社プレスリリース「株券電子化に伴う定款一部変更のお知らせ」で公表いたしましたとおり、平成 21 年 6 月 29 日開催予定の当社第 12 回定時株主総会において、種類株式発行に係る定款一部変更に先立って、株券電子化に伴う定款一部変更の件を付議することを予定しております。下記の変更の内容は、この株券電子化に伴う定款一部変更決議がなされることを前提にした変更案となります。

(下線は変更部分を示します。)

株券電子化に伴う変更後の当社定款	本議案に係る追加変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、379,000株とする。</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>379,000株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は378,900株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は、100株とする。</u> (A種種類株式)</p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>第5条の2</u> 当会社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)</u>又は<u>A種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u>又は<u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という。)</u>を支払う。<u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第14条の2</u> 1. <u>第11条、第12条及び第13条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>2. <u>第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>3. <u>第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更

(1) 変更の理由

全部取得条項に係る定款一部変更は、種類株式発行に係る定款一部変更「(1)変更の理由」においてご説明申し上げましたとおり、非公開化を行うために、本定款一部変更等のうち③として、種類株式発行に係る定款一部変更による変更後の定款の一部を変更し、当社普通株式に、全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第5条の3を新設するものであります。全部取得条項に係る定款一部変更が承認され、その定款変更の効力が発

生じた場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、本定款一部変更等の③の後、株主総会の決議によって当社は全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本定款一部変更等の④)、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主に交付する取得対価は、種類株式発行に係る定款一部変更における定款変更案により設けられる当社A種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき全部取得条項付普通株主に交付する当社A種種類株式の数は、フリービットを除く全部取得条項付普通株主に対して当社が交付する当社A種種類株式の数が1株未満の端数となるように、16,000分の1株としております。

なお、全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日は、平成21年8月5日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。種類株式発行に係る定款一部変更の変更案による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、全部取得条項に係る定款一部変更による定款変更は、種類株式発行に係る定款一部変更のご承認が得られ効力が生ずること、全部取得条項付普通株式の取得の決定に関する議案が原案どおり承認可決されること及び普通株主による種類株主総会において全部取得条項に係る定款一部変更の追加変更案と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

種類株式発行に係る変更後の当社定款	本議案に係る追加変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式 <u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を16,000分の1株の割合をもって交付する。</u></p>

III. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

全部取得条項付普通株式の取得は、種類株式発行に係る定款一部変更「(1)変更の理由」においてご説明申しあげましたとおり、本定款一部変更等のうち④として、会社法第171条第1項ならびに種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主から

全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、種類株式発行に係る定款一部変更における変更後の定款により設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、公開買付者等を除く全部取得条項付普通株主に対して交付する取得対価としての当社A種種類株式の数は、1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を 16,000 分の 1 株の割合をもって交付する予定です。このように割当てられる当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主に交付することとなる1株未満の端数の合計数(会社法第 234 条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第 234 条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、フリービットに対して売却すること、または会社法第 234 条第 4 項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られる場合には、全部取得条項付普通株主が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 24,219 円(フリービットが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、全部取得条項付普通株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項ならびに種類株式発行に係る定款一部変更及び全部取得条項に係る定款一部変更による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を 16,000 分の 1 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成 21 年 8 月 5 日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、全部取得条項に係る定款一部変更に定める定款

変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

3. 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社株式は、東証マザーズ市場の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は平成 21 年 6 月 30 日から平成 21 年 7 月 29 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 30 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東証マザーズ市場において取引することはできません。

IV. 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する日程の概略(予定)

本定款一部変更等に関する日程の概略(予定)は以下のとおりです。

- | | |
|--|------------------|
| ① 当社第 12 回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会の招集に関する取締役会 | 平成 21 年 5 月 20 日 |
| ② 当社第 12 回定時株主総会及び普通株主による種類株主総会 | 平成 21 年 6 月 29 日 |
| ③ 整理銘柄への割当て | 平成 21 年 6 月 30 日 |
| ④ 当社普通株式の売買最終日 | 平成 21 年 7 月 29 日 |
| ⑤ 当社普通株式の上場廃止日 | 平成 21 年 7 月 30 日 |
| ⑥ 全部取得条項付普通株式全部の取得及び株式交付の基準日 | 平成 21 年 8 月 4 日 |
| ⑦ 当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | 平成 21 年 8 月 5 日 |

以 上